

第3次沖縄県障害者基本計画 ～美らしま障害者プラン～

平成16年3月18日策定

平成21年6月16日変更

沖 縄 県

目次

I 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 社会情勢の変化
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画策定の基本的な考え方
- 6 施策の方向
- 7 計画の推進

II 施策の展開方向

- 1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして
- 2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして
- 3 ともに支え合う社会の構築をめざして

III 目標設定

IV 圏域別の施策展開

I 総論

1 計画策定の趣旨

本県では、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において生きがいをもって社会参加できるようにする「リハビリテーション」の理念のもとに、平成6年度に「沖縄県障害者福祉長期行動計画」を策定し、さらに、平成10年度には、同計画の重点実施計画である「沖縄県障害者プラン」を策定して諸施策を推進してきました。

国際的な動きとしては、「アジア太平洋障害者の十年」の最終年となる平成14年に、滋賀県において開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人たための障壁のない、かつ権利に基づく社会に向けた行動課題「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択され、障害者施策の今後の方向が示唆されています。

このような国際的な潮流を踏まえ、本県においても、障害者が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、新たな障害者計画として「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を平成16年3月に策定し、計画期間である平成16年度から平成25年度までの10年間における施策の展開方法を定め、計画期間の前期（平成16年度から平成20年度までの5年間）における目標数値を定めました。

現行計画の計画期間の後期（平成21年度から平成25年度までの5年間）を迎えるに当たり、平成18年度から施行された障害者自立支援法や障害者関係の法制度の改正状況その他社会情勢の変化を踏まえ、計画期間の後期における目標値を設定する必要があります。

2 社会情勢の変化

(1) 障害者の高齢化、障害の重度化・重複化

障害者、介助者の高齢化や、障害の重度化・重複化が進んでいます。これらの人々が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

(2) 障害者の多様なニーズ

人々の生活水準の向上と価値観の多様化に伴い、障害者のニーズも多様化して

おり、個々のニーズへの対応が求められています。また、障害の種類によっても求める福祉サービスが異なり、個々の障害に即したサービスの提供が求められるとともに、ライフサイクルのすべての段階を通して総合的かつ利用者本位の支援が必要とされています。

(3) 障害者に関する国内外の情勢

① 障害者の権利擁護

国連において採択され、日本が平成19年9月に署名した障害者権利条約は、平成20年4月に批准国の数が20に達し、同年5月に発効しました。

国連アジア太平洋経済社会委員会における「びわこミレニアム・フレームワーク」は、その後期5年間の行動指針である「びわこプラスファイブ」が平成19年に採択されました。

これらの動向を踏まえ、国内においては、障害者権利条約の批准に向けた動きのほか、障害者差別禁止法案及び障害者虐待防止法案の検討、欠格条項の撤廃など、障害者の権利を擁護する活動が活発化しています。

② 国際生活機能分類（ICF）の採択

世界保健機構（WHO）によって、2001年5月に採択された国際生活機能分類（ICF）は、障害分類において新たに生活機能と環境因子の視点を加え、障害の状態について共通の理解を図り、これまでの障害者認定のあり方や障害者施策へ影響を及ぼすことが予想されます。

③ ユニバーサルデザインの浸透

障害者の社会生活の妨げとなる障壁のバリアフリー化については、子供や高齢者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方方が浸透しつつあります。

④ 高度情報化社会への対応

IT技術の発展に伴い高度情報化する社会の中で、障害者が生活を豊かにし就労の機会が拡げられるよう、情報化社会への対応が求められています。

(4) 障害者に関する法改正

① 平成15年度までの主な法改正等

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成11年5月）

医療保護入院の要件の明確化、精神障害者の人権に配慮した医療の確保、

市町村における公費負担申請及び精神障害者保健福祉手帳申請の経由事務、居宅生活支援事業等の在宅福祉事業の追加等が行われました。

イ その他障害者に関する関連法の改正（平成12年6月）

平成12年6月には社会福祉事業法をはじめ身体障害者福祉法など福祉関係各法の改正が行われ、身体障害者、知的障害者福祉サービスにおける新しい利用制度の導入や、知的障害者福祉サービス実施事務の町村への委譲、手話通訳者派遣事業等の社会福祉事業としての法定化など、障害者福祉に関する大きな制度改革が行なわれました。

これを受け、身体障害者や知的障害者の新しい福祉サービスの利用制度として、平成15年度に「支援費制度」がスタートし、これまで行政が利用者を特定しサービスの内容を決めていた「措置制度」から、障害者自身が必要とするサービスを自ら選択し、契約によってサービスを受けることができるようになりました。

ウ 介護保険法の施行（平成12年4月）

平成12年4月から介護保険法が施行され、利用者がサービス提供事業者との契約により介護サービスを受けることができる仕組みが導入されました。これによって、障害者であっても65歳以上の者（同法に規定する40歳以上の特定疾患にある者を含む。）については、介護に関するサービスは原則として介護保険法により提供されることになりました。

② 平成16年度以降の主な法改正等

ア 発達障害者支援法（平成16年12月制定、平成17年4月施行）

従来の身体障害、知的障害、精神障害という3つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害のある方に対して、その障害の定義を明らかにし、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えた一体的な支援体制の整備が行われました。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年6月制定、平成18年4月全面施行）

精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、障害者福祉施策の有機的な連携による就業支援等を内容とする法改正が行われました。

ウ 障害者自立支援法（平成17年10月制定、平成18年4月一部施行、同年10月全面施行）

身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されてきた福祉サービスを一元的に市町村が提供する仕組みが整備され、利用者負担の見直し、国の財政責任の明確化を通じた安定的な制度の構築等が行われました。

エ 学校教育法の一部を改正する法律（平成18年6月制定、平成19年4月施行）

複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校が制度化されました。

オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月制定、同年12月施行）

公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め、障害のある人等が日常生活において利用する施設や経路を一体的に捉え、総合的なバリアフリー化を促進するため、従来のいわゆるハートビル法と交通バリアフリー法が「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に統合され、関係施策が拡充されました。

カ 障害者基本法の一部を改正する法律（平成18年6月改正、同月一部施行、平成19年4月全面施行）

障害者施策の基本的理念に障害を理由とする差別の禁止を明示するほか、障害者週間（12月9日から9日間）の設置、都道府県及び市町村障害者基本計画の策定義務等が定められました。

キ 教育基本法の改正（平成18年12月）

教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援が明記されました。

ク 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年12月改正、平成21年4月施行）

障害者雇用納付金制度の適用範囲の拡大及び雇用率の算定に関する特例の創設による中小企業における障害者雇用の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設等がなされました。

(5) 事業主体として市町村の役割の重要性

法制度の改正に伴い、障害者福祉施策の推進における市町村の役割は重要度を増し、事業主体となる市町村の積極的な取組みが求められています。県においては、総合的な福祉サービスの提供が行えるよう市町村との連携強化や支援体制の充実を図る必要があります。

このような社会情勢の変化に的確に対応し、本県の障害者施策を総合的に推進するため、新たな計画を策定するものです。

3 計画の性格

この計画は、本県の障害者に関する基本計画及び実施計画であるとともに、市町村が策定する障害者計画の基本方向を示す指針であります。また、障害者が社会の一員として同等に生活できる共生社会を実現するためには、県民や民間企業、NPOなどの理解と協力が不可欠であり、すべての県民の自主的、主体的な行動の目標、指針となるものです。

計画の内容は、障害保健福祉施策推進の基本的な考え方や具体的な推進方策及び達成すべき障害保健福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものです。

この計画の後期における数値目標については、この計画で定める施策の方向や計画の推進に関する項目及び施策の展開方向やその体系を踏まえ、第2期沖縄県障害福祉計画との有機的な連携を確保すること等を考慮して設定するものとし、当該計画の目標達成と併せてこの計画の目標達成を目指すこととしています。

4 計画の期間

計画期間は、平成16年度から平成25年度までの10年間とします。

5 計画策定の基本的な考え方

この計画は、これまでのノーマライゼーションの理念を継承し、これを実現する社会の形成を目指します。また、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるよう障害者の権利擁護を推進します。

すなわち、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため、社会参加を阻む様々なバリアを取り除き、障害者が自己の選択と決定のもと自ら望む生き方を実現できる社会の形成を目指します。

6 施策の方向

障害者が社会の一員としてともに暮らせる共生社会の実現に向けて、次の3つを

施策の柱とします。

(1) 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

障害者が、地域社会の中で安心して暮らしていくように保健・医療・福祉サービスの充実及び連携強化を図ります。

(2) 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

障害者が、もてる能力と個性を発揮しながら、快適に生活し自己実現が図られるように様々な社会活動への参加を支援します。

(3) ともに支え合う社会の構築をめざして

障害者の社会参加を困難にする物理的、心理的な障壁を取り除き、安全で心地よい快適な生活環境の形成に努めます。

なお、これら施策の推進に当たっては、すべての施策に共通する基本的な視点として障害者の権利擁護と障害特性に応じた多様なニーズへの適切な対応、利用者本位のきめ細かな福祉サービスの提供の実施に取り組みます。

また、重点的な課題として、障害者の地域居住や社会参加の支援と、身体障害者や知的障害者の福祉サービスに比べて遅れている精神障害者の福祉サービスの充実を積極的に推進します。

7 計画の推進

(1) 沖縄県障害者施策推進協議会の活用

障害者や障害福祉関係者などを委員として構成する沖縄県障害者施策推進協議会に、計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

(2) 国、市町村、民間との連携強化

障害者施策の推進に当たっては県民の理解のもと、国や市町村及びN P Oを含めた民間団体などとの連携を強化し、障害者のニーズが施策に反映されるように、体系的かつ効果的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めます。

(3) 圏域別施策の推進

地域特性に沿ったサービスの提供を確保するため、圏域別に障害福祉サービス見込量及び事業所整備計画を定めます。また、各圏域における地域の実情や課題に適切に対応するため、当該圏域の資源を活用するとともに、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に関する市町村の取組みを支援し、地域のニーズに即し

たきめ細かな施策の展開を図ります。

(4) 計画推進体制の強化

施策の推進に当たっては、効果的かつスムーズな事業が展開できるように、障害者関係団体やN P O、民間団体等、行政の連携強化を図るとともに、障害者のニーズが反映される施策を推進します。

(5) 計画の見直し

社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の見直しに際しては、過去の実績評価を行うとともに、広く障害者の意見が反映できるように取り組みます。

また、当事者を中心としたモニタリング調査を行い、障害者の意見の反映を図ります。

計画の後期における目標のうち、第2期沖縄県障害福祉計画との整合性を確保するために平成23年度末における数値により目標を設定するものについては、この計画期間中同年度後の目標数値を同年度に定めるものとします。

II 施策の展開方向

1 暮らしを支える保健・医療・福祉サービスの充実をめざして

(1) 保健、医療サービスの充実

障害者が安心して暮らせるような保健・医療サービスの充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の早期発見、早期治療に努めます。また、医療や医学的リハビリテーションの充実を図り障害を軽減するとともに、障害の重度化・重複化の予防に努めます。

① 保健、医療サービスの充実

妊娠婦の健康教育や健康診査、乳幼児検診の充実など障害の原因となる疾病的早期発見及び早期治療体制を強化するとともに、生活習慣病など加齢に伴う障害を予防するため、県民の健康づくりを推進します。

また、疾病に対して適切な治療が受けられるように、専門医療機関や地域の医療機関の充実及び関係機関との連携強化を促すとともに、障害者の健康を維持するため、保健・医療と福祉サービスの連携強化を図ります。

このような保健、医療サービスに関する情報は、障害者が入手しやすい手段を用いて情報の提供を行うとともに、福祉事務所、保健所や児童相談所などの身近な地域における相談・指導体制の強化を図ります。

また、障害の原因となる疾病を早期発見して、適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減及び二次障害の予防に努めます。

- メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防
- 疾病の早期発見、早期治療による障害の予防
- 障害者の保健・医療体制の充実
- 相談体制の充実
- 医学的リハビリテーションの充実

② 精神障害者の保健・医療の充実

精神障害者については、人権の配慮や緊急時の対応など保健・医療体制の一層の充実を図るとともに、相談・指導体制の強化や訪問看護を推進するなど、障害者の社会復帰を促します。また、精神科医療の充実に努めます。

●精神障害者の保健医療の充実及び社会復帰の促進

③ 医療費公費負担制度の充実

障害者が安心して医療を受けられるように、医療費の公費負担制度の充実に努めます。

●公費負担制度の充実

(2) 自立し安心して生活するための福祉サービスの充実

障害者が地域社会の中で生活するには、個々の障害特性によって異なる多様なサービスが、身近な地域で供給される必要があります。これらの多様なニーズに応えるため、地域の社会資源を最大限に活用して、障害者の地域移行や就労を促進するための福祉サービスの充実に努めます。

① 訪問系サービス、相談支援及び地域生活支援事業の充実

障害者が日常生活を送るには、介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助など様々な場面での支援が必要とされ、求めるサービスは障害の種類や程度によって異なります。これらの多様なニーズに対して、訪問系サービスの充実と合わせて相談支援の強化を図り、個々のニーズに適したサービスの供給に努めます。

また、障害者及びその家族が抱える様々な問題に対する相談窓口の強化や、障害者の社会参加を促す地域情報の提供を行うなど、市町村と十分連携しながら、身近な地域における総合的な支援体制の充実に努めます。

特に、精神障害者に対するサービス提供体制の整備を推進し、精神障害者の地域生活支援に積極的に取り組みます。

●利用者のニーズに即した地域生活支援事業の充実

●相談支援体制の充実

●精神障害者に対するサービス提供体制の整備

② 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービス事業所については、福祉施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加も考慮し、希望する障害者が必要とする日中活動系サービスを受けることができるよう、圏域を単位として、障害福祉サービス事業所の設置を促進し、障害者の地域生活を支援します。

さらに、小規模作業所が地域活動支援センターその他の新体系サービス事業所に移行することを支援します。

- 日中活動系サービス事業所を拠点とした地域生活や就労の促進
- 小規模作業所の新体系移行の支援

③ 居住系サービスの充実

居住系サービスについては、施設入所支援サービスの提供体制の確保、圏域を単位とするグループホーム及びケアホームの提供体制の整備を促進します。

- グループホーム及びケアホームの提供体制の整備

④ 発達障害を有する障害児（者）に対する総合的な支援

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として発達障害者支援センターの運営を社会福祉法人等に委託し、発達障害のある方やその家族等に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、発達障害に関する普及啓発及び支援にあたる者の計画的な人材育成を図っていきます。

また、当事者家族を含めた関係機関との連携を図り、各ライフステージに応じた支援が行われるよう地域における支援体制の整備を推進します。

- 発達障害者支援センターの運営
- 障害児等療育支援事業の実施

⑤ 高次脳機能障害についての支援

高次脳機能障害の支援拠点機関において、専門的な相談支援の充実、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解を促進するための普及啓発、支援手法等に対する研修等を行い、支援体制の確立を図ります。

- 高次脳機能障害支援普及事業の実施

⑥ 地域リハビリテーション体制の整備

住み慣れた地域や家庭で、寝たきりや要介護状態の予防を図るとともに、障害者等がそれぞれの症状に応じた適切なリハビリテーションを継続して受ける必要があります。

そのため、身近な地域におけるリハビリテーションを充実するとともに、医療施設、福祉施設、市町村、保健所等が連携し、保健・医療・福祉のサービスを切れ目なく効果的に提供する地域リハビリテーションシステムを整備する必

要があります。

- 身体障害者地域リハビリテーション体制の整備

⑦ 経済的支援の充実

障害者の安定した生活が確保されるように、障害年金や特別障害者手当など各種制度の周知に努めます。

- 各種制度の周知徹底

⑧ サービスの向上

個々の障害者のニーズに対応した福祉サービスの向上を図るため、サービスの自己評価を進めるとともに、第三者機関による客観的なサービス評価を推進します。

- 自己評価の継続的な取組み

- 第三者評価の推進

(3) 障害者を支える人材の養成・確保

障害者が、社会の一員として日常生活や社会参加を実現するには、様々な場面で多くの人々の支援を必要とします。そのために、これらの人材の養成及び確保に努めます。

① 保健、医療の専門職員の養成

医師や看護師とともに、医学的リハビリテーションにおいて重要な理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士などの専門職員の養成に努めます。

- 保健、医療人材の養成、確保

② 福祉サービスの人材確保

障害者の自立した生活や社会参加を促すため、社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などの専門職員の養成を行うとともに、障害者のニーズに沿った福祉サービスの調整を行う相談支援従事者や障害福祉サービス事業所におけるサービス管理者、障害者の地域での自立生活を支援する手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成に努めます。

さらに、障害者の日々の生活を支援するホームヘルパーやガイドヘルパーなどのマンパワーの確保に努めます。

- 福祉人材の養成、確保

2 一人ひとりの個性と可能性を活かす社会参加の拡大をめざして

(1) 教育、療育の充実

障害のある子供たち一人ひとりが、障害の程度及び特性に応じて、きめの細かな支援を受け、自立した社会生活が営めるように、乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育・療育体制の充実に努めます。また、障害のある子供たちやその家族が望む就学先の選択肢が広がるように、就学指導体制の充実を図ります。

① 充実した教育、療育の実施

障害のある子供一人ひとりの障害の特性や発育段階に応じて、就学前から学校卒業後までの個別の支援計画を策定するとともに、一貫した相談支援体制を強化し、教育・療育の充実に努めます。

なお、肢体不自由児等の療育施設については、施設入所以外の障害児へ施設を開放するなど、地域利用型施設へと機能強化を図ります。

- 障害児の一貫した相談支援体制の強化
- 個別の教育支援計画の策定
- 療育施設の機能の強化

② 早期教育の充実

乳幼児期における障害のある子供の適切な育児を行うため、保護者への相談・指導体制を強化するとともに、保育所における障害児保育の充実及び幼稚園における障害児教育の充実を図り、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現に努めます。

- 就学前教育の充実

③ 学校教育の充実

特別支援学校については、在籍する児童生徒の教育・指導だけでなく、地域の特別支援教育のセンターとして、障害のある幼児児童生徒及びその保護者に対する相談支援を行うとともに、小・中学校や幼稚園等に対しても教育的支援を行う体制の整備に努めます。また、児童生徒の社会的・職業的自立を促すため、日常生活指導や進路指導をするとともに、障害のない幼児児童生徒とともに学習する交流教育の充実に努めます。

幼稚園、小・中学校、高等学校についても障害児の受け入れ体制を整備強化し、障害児の学校選択の枠を広げ、共に学ぶ環境の中で互いの権利を尊重でき

る教育の実現に努めます。

これらの教育施設については、バリアフリー化を推進し、障害児が学習しやすい環境を整備します。

- 特別支援学校の機能強化
- 教育施設の機能の強化
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における障害のある児童生徒の受け入れ体制の整備強化
- 教育施設のバリアフリー化の推進
- 小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

④ 特別支援教育の人材育成

障害のある子供たちの教育や療育を行うには、教育や医療、リハビリテーションなど様々な専門家の協力が必要となることから、これら関係機関の連携強化を促すとともに、特別支援教育に携わる教諭の専門性や指導力の向上を図ります。

- 専門職員の養成
- 特別支援教育に向けての教員研修の実施

⑤ 生涯学習、社会教育の充実

学校卒業後の学習意欲や個々の能力開発を支援するため、一人ひとりの障害特性に配慮した生涯学習の場の提供に努めます。

- 社会教育施設の整備
- 学習機会の充実
- 大学や専門学校など高等教育の整備、充実

(2) 雇用拡大、就業の促進

障害者の社会貢献や経済的自立を図るうえで、仕事を持つことは大切なことです。障害者が働き続けることのできる環境を整備するため、個々の障害の種類、程度や健康状態に合わせて働ける就労機会の条件整備に努めます。

① 雇用の促進

障害者の雇用拡大を図るため、企業に対し、障害者雇用率制度の普及啓発活動や障害者雇用の相談支援体制を充実するとともに、事業所のバリアフリー化

や職員の意識啓発を促すなど、障害者が快適に働く就労環境の形成に努めます。また、個々の障害の状況に応じた就労が可能となるように、在宅就労や短時間雇用を促進するとともに、障害者雇用に貢献する製品やサービスの奨励、ＩＴを活用した就業機会の拡大などを図ります。さらに、障害者自ら事業を行う意欲のある方に対しても積極的に支援を行います。

これら雇用や創業に関する情報の提供や相談・指導など、支援体制の強化に努めます。

また、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大及び障害者の工賃アップを推進します。

- 企業に対する障害者雇用の啓発、相談指導体制の強化
- 障害者が雇用され、かつ働きやすい環境整備の促進
- 障害者創業・起業等の支援
- 福祉施設から一般就労への移行促進
- 福祉施設における雇用の場の拡大
- 障害者に対する相談指導体制の充実
- 福祉的就労における工賃アップの推進
- 官公需の優先発注の推進

② 職業リハビリテーションの推進

障害者の雇用を促進するため、ＩＴ関連など新たな就業機会の拡大に資する職業訓練の充実を図るとともに、途中障害により仕事を失った方の職場復帰を促すため、医療・福祉・教育と連携した職業リハビリテーションを推進します。

- 職業能力開発校における職業訓練の充実
- 訪問パソコン研修の制度確立
- 職業リハビリテーションの充実

(3) 社会活動参加の促進

障害者が地域社会の中で、社会の一員として生きいきと暮らせるように、障害者の求める様々な活動要求に対して支援体制の強化に努めます。

① 社会活動参加の推進

障害者の社会参加を促すため、求められている活動を的確に把握するととも

に、社会参加の妨げとなる様々な問題の解消に向けての取組みを強化します。また、個々の障害特性に配慮した環境整備や情報の提供など、利用者のニーズに即した支援体制の強化に努めます。

- 障害者のニーズの把握
- 障害の特性に応じた支援体制の充実
- 社会活動メニューの充実

② スポーツ・レクリエーション及び文化活動等の促進

障害者の社会参加を促し、地域住民との交流を図りお互いの理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動や文化的活動を促進します。障害者の参加を促す環境整備として、ダイビングやエコツーリズム等観光資源についても障害に配慮し、指導員の養成、サークル活動の育成を図るとともに、イベントなどを開催し、障害者と地域住民の交流の場を形成します。

- スポーツ・レクリエーション活動の支援強化
- 文化活動の支援強化
- その他活動への対応

3 ともに支え合う社会の構築をめざして

(1) 権利擁護システムの強化・推進

物理的な生活環境だけでなく、障害者に対する差別や権利侵害をなくし、人としての権利が保障されるように障害者の権利擁護を推進します。

① 権利擁護の推進

障害者の権利侵害に関する問題を処理する福祉オンブズマンの設置、公募制による第三者機関の設置について当事者の参画を求めます。また、当事者のエンパワメントを引き出す当事者活動の支援体制を強化します。さらに、これら権利擁護に関して、障害者の権利行使を促す情報の提供を行います。

- 福祉オンブズマンの設置
- コンタクトパーソン導入の検討
- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度の利用促進
- 障害者 110 番の充実

② 権利擁護機関の連携・ネットワークの形成

社会犯罪から障害者を保護するため、行政や学校、警察の連携強化を図ります。

- 関係機関の連携強化

③ 欠格条項の改善

条例・規則などにおいて、障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する欠格条項について、障害者の人権が損なわれることのないよう見直しを行います。

- 欠格条項の見直し

(2) 啓発広報活動の強化

障害者が地域の中で生活するには、住民の「心のバリア」が大きな障壁となります。これらを取り除き、障害者と地域住民が共生する社会を実現するため、障害者への理解を深める啓発・広報活動や障害に対する福祉教育の実施、障害者と住民の交流機会の拡大を図ります。

① 広報活動の推進

障害に対する理解を深めるため、障害者の施設や活動状況等をテレビやラジオ、新聞などのマスメディアを通して広く県民に周知するとともに、民間企業やNPOと連携したイベントを開催するなど、計画的かつ効果的な広報啓発活動を推進します。

また、観光で本県を訪れる障害者に対しても、施設利用や様々な福祉サービスについての情報提供を行います。

さらに、障害者が地域社会において安心して生活できるように、公共サービス従事者の障害者に対する理解促進を図ります。

なお、障害者の実態に即した施策の実現を図るため、障害者の生活実態や意識調査を実施するとともに、公聴会を開催し、障害者の意向反映に努めます。

- 広報啓発活動の充実

- 情報提供の充実

- 公共サービス従事者の障害者に対する理解促進

- 福祉マークや耳マークなどシンボルマークの普及

- 調査研究、公聴の強化

② 福祉教育の推進

幼児期から、障害者に対して偏見を持たない環境づくりに努めます。

小・中学校、高等学校においても特別支援学校との交流を促し、障害者への理解を深める福祉教育を推進するととともに、学校卒業後も生涯学習の一環として福祉教育の充実に努めます。また、これら福祉教育の各場面において、障害当事者を福祉教育の人材として養成し、活用を図ります。

- 就学前の環境形成

- 学校教育における福祉教育

- 一般福祉教育

- 小・中学校、高等学校における総合的な学習の時間等の中での福祉に係る課題への対応

③ ボランティア、NPO、民間企業及び障害者団体等の育成・支援

障害者の社会参加を図る上で重要な、ガイドヘルパーやコンタクトパーソンなどの確保については、地域で活動するボランティアやNPOなどが重要な担い手となることから、これら団体の育成・支援に努めます。

また、住民のボランティア活動を通して、住民と障害者との交流が生まれ、互いの理解が深まることから、社会福祉協議会を中心としたボランティアネットワークの形成を図ります。さらに、障害者同士によるボランティアを通した相互理解、相互支援システムの構築に努めます。

障害者当事者が自らの意見を集約し、福祉施策に対して提言が行えるシステムの構築を図ります。

障害者自立支援法の施行に伴い、民間事業者の果たす役割が大きくなったことから、これら事業者の育成に努めます。

- ボランティア、NPOの育成・支援

- ボランティアネットワークの形成

- 障害者団体の育成・支援

- 障害者団体のネットワーク強化

- 民間事業者の育成

(3) 地域生活環境の整備

障害者を含めたすべての人が安心して生活できるように、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共公益施設、道路・公園、交通機関など街のバリアフ

リー化を促進するとともに、生活の場となる住宅のバリアフリー化の啓発に努めます。また、これらの整備に当たって、障害者だけでなく子供からお年寄りまでのすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。さらに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の普及啓発を図り、バリアフリー化を促進します。

また、災害時など緊急時における障害者の安全確保に努めます。

① 福祉環境の整備

障害者の社会活動を促すため、公共の施設を始め多くの人が利用する民間施設などのバリアフリー化を進めます。また、バリアフリー化に向けては、障害者を含めすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの普及に努めます。さらに、今後の障害者の余暇活動として希望の多い旅行など、障害者のニーズに対応した環境整備を促進します。

- 福祉のまちづくりの推進
- 公共的施設のバリアフリーの推進
- 障害者のニーズに対応した施設整備の促進

② 住宅環境の整備

障害者の快適な日常生活を確保するため、個々の障害特性に適切に対応した住宅のバリアフリー化を推進するとともに、障害者が安心して地域で生活できるように住宅の整備を促進します。また、公共賃貸住宅についてもバリアフリー対応の住宅整備に努めます。

- 民間住宅のバリアフリーの支援
- グループホーム及びケアホームの整備促進
- 公共賃貸住宅のバリアフリーの推進及び公共賃貸住宅の優先入居
- 民間賃貸住宅入居支援

③ 移動、交通手段の整備

障害者の活動範囲を拡げ、社会参加を促すために、障害者が安心して利用できる公共交通のバリアフリーの推進を図るとともに、障害の重い人の外出手段の確保に努めます。特に、本島と離島及び離島間を結ぶ船や港湾等のバリアフリー化を進めます。また、障害者が安心して安全に歩行できるバリアフリーの道づくりを推進するとともに、歩道の障害物撤去など住民のマナー向上に努め

ます。

- 公共交通のバリアフリー推進
- 港湾等のバリアフリー化の推進
- バリアフリーの道づくりの推進
- 自家用自動車改造への援助

④ 防災、防犯対策の推進

障害者が地域で安心して暮らせるように、災害時の緊急連絡や避難方法など、個々の障害特性に応じた対処策を備えるとともに、障害者の防災意識の向上を促すため、啓発活動及び避難訓練の実施に努めます。また、警察への緊急通信体制を強化し、防犯の充実を図ります。

- 緊急時の連絡体制の充実
- 避難訓練の実施

⑤ 情報・コミュニケーションの確保

障害者の積極的な地域社会参加を図るために必要な様々な情報を、ITを活用することで容易に受発信できるように障害者の情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。特に、情報入手の困難な聴覚障害者や視覚障害者に対しては容易に情報を伝えることのできる情報伝達手段の整備に努めます。また、コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障害者に対する、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修を促進するとともに、これらの派遣体制の強化を図ります。

- 情報伝達メニューの充実
- コミュニケーション手段の充実
- IT化への対応
- 聴覚障害者情報提供施設の整備
- その他の障害特性に配慮した情報提供施設の整備

(4) 国際交流・協力活動の推進

障害者に対する国際社会の認識を理解し、本県の地理的、文化的な特性を生かした近隣諸国への交流・協力活動を推進します。

① 国際交流活動の推進

障害者に関する国際的な動向の情報提供を行うとともに、文化やスポーツ・レクリエーション活動を通した国際交流を促すため、障害者の海外派遣を行います。

- 国際交流活動の推進
- 障害者の国際大会などへの派遣

② 国際協力活動の推進

近隣のアジア諸国に対し、その国の文化を尊重し、可能な貢献を果たしています。

- 国際協力活動の推進

III 目標設定

施策の推進に当たり、次のとおり目標を定め、目標値を設定します。計画項目に係る後期（平成21年度から平成25年度までの期間）における目標値は、原則として平成25年度末における数値により設定するものとし、第2期沖縄県障害福祉計画の計画事項に係る目標値との整合性を確保する必要がある目標値は、平成23年度末における数値により設定しています。

目標1 障害者の権利が守られ、安心して暮らせる社会の形成を目指します。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
障害者の権利を擁護する取組み	日常生活自立支援事業契約件数	388件	平成25年度	818件
	事業所の第三者委員設置割合	49.9%	平成25年度	72.0%

目標2 障害者の地域生活を支援するため、障害者福祉保健圏域や市町村など身近な地域における福祉サービスの向上を図ります。

項目	内容	平成19年度末	目標年度	目標値
生活支援体制の整備	発達障害者支援センターの設置	1か所	平成23年度	1か所
障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	高次脳機能障害の支援拠点機関の設置	2か所	平成23年度	2か所

多様な相談支援体制の強化	市町村障害者相談支援事業実施市町村	41市町村	平成23年度	41市町村
	障害児療育支援事業の実施	8か所	平成23年度	10か所
地域移行の推進	訪問系サービスの利用者数	1,146人	平成23年度	2,173人
	訪問系サービスの利用量	37,678時間分	平成23年度	81,886時間分
	生活介護の利用者数	542人	平成23年度	2,787人
	生活介護の利用量	8,555人日分	平成23年度	57,534人日分
	自立訓練（機能訓練）の利用者数	63人	平成23年度	152人
	自立訓練（機能訓練）の利用量	910人日分	平成23年度	2,776人日分
	自立訓練（生活訓練）の利用者数	124人	平成23年度	481人
	自立訓練（生活訓練）の利用量	1,928人日分	平成23年度	9,057人日分

就労移行支援の利用者数	108人	平成23年度	677人
就労移行支援の利用量	1,917人日分	平成23年度	13,716人日分
就労継続支援A型の利用者数	80人	平成23年度	255人
就労移行支援A型の利用量	1,698人日分	平成23年度	5,545人日分
就労継続支援B型の利用者数	257人	平成23年度	1,625人
就労移行支援B型の利用量	4,319人日分	平成23年度	32,865人日分
療養介護の利用量	56人分	平成23年度	211人分
児童デイサービスの利用者数	794人	平成23年度	1,294
児童デイサービスの利用量	7,603人日分	平成23年度	14,103
短期入所の利用量	1,603人日分	平成23年度	3,345人日分
共同生活援助（グ	327人分	平成23年度	737人分

ループホーム) 及び共同生活介護事業 (ケアホーム) の利用量			
共同生活援助 (グループホーム) 及び共同生活介護事業 (ケアホーム) の設置住居数	69か所	平成23年度	152か所
福祉施設入所者数 (平成17年10月1日)	2,761人分	平成23年度	2,450人分
退院可能精神障害者数 (平成18年6月末)	827人	平成23年度	600人
精神障害者地域移行支援特別対策事業による退院者数	—	平成23年度	25人
障害者の生活を支援する民間事業者、NPO、障害者団体の支援	障害者社会活動推進事業実施補助団体	182団体	平成25年度 272団体

備考 単位については、「時間分」とあるのは1月当たりの総利用時間と、「人日分」とあるのは1月当たりの総利用日数と、「人分」とあるのは1月当たりの利用人数とする。

目標3 障害者の社会参加を支援するとともに、公共公益施設や公共交通など街のバリアフリー化を進めます。

項目	内 容	平成19年度末	目標年度	目標 値
障害者の活動を支援する専門職員の養成研修、マンパワーの確保	移動支援従事者養成研修受講者数 (旧障害者ガイドヘルパー養成研修)	1,078人	平成23年度	1,798人
	居宅介護従事者養成研修受講者数 (旧ホームヘルパー養成研修)	1,581人	平成23年度	3,981人
	相談支援従事者初任者研修受講者数	498人	平成23年度	1,298人
	相談支援従事者現任研修受講者数	96人	平成23年度	216人
	サービス管理責任者養成研修受講者数	203人	平成23年度	1,208人
	重度訪問介護従事者養成研修受講者数	22人	平成23年度	122人
	行動援護従事者養成研修受講者数	—	平成23年度	260人

スポーツ大会などイベントの開催及び当事者団体の運営への参加	障害者スポーツ指導員の養成	214人	平成25年度	273人
福祉のまちづくり条例に基づく特定生活関連施設のバリアフリー化の推進	福祉のまちづくり条例に基づく適合施設の件数（完了検査済の適合施設数の累計）	255件	平成25年度	454件
すべての障害者が利用しやすい移動システムの整備	乗合バス路線への低床バス導入	24台	平成25年度	141台
	公共交通・移動支援情報の提供	8種類	平成25年度	8種類
	音響式視覚障害者用交通信号付加装置	—	平成25年度	5台
	路外駐車場のバリアフリー化の推進	17.0%	平成25年度	28.0%
	都市公園のバリアフリー化の推進	39.6%	平成25年度	40.5%
	浮桟橋のバリアフリー化の推進	24基	平成25年度	31基

目標4 障害者の雇用・就業の拡大を図ります。

項目	内 容	平成19年度末	目標年度	目標 値
法定雇用率の達成	障害者雇用率	1.63%	平成25年度	1.8%
相談支援体制の強化	障害者就業・生活支援センターの設置	3か所	平成25年度	5か所
総合的支援施策の推進	福祉施設から一般就労への年間移行者数	23人 (平成17年度)	平成23年度	142人
	就労移行支援の利用者数	108人	平成23年度	677人
	就労継続支援の利用者数	337人	平成23年度	1,880人
	県及び市町村の機関における障害者雇用の促進（未達成機関数）	11か所	平成25年度	0か所
	在宅就業支援団体登録数	0か所	平成25年度	2か所

職場実習受入れ企 業事業所数（延 べ）	266事業所	平成25年度	500事業所
---------------------------	--------	--------	--------

目標5 障害児とともに学ぶ環境の中で、互いの存在を認め合い人権を尊重する教育を実施します。

項目	内 容	平成19年度末	目標年度	目 標 値
共に育ち合う教 育の充実	ボランティア推進 校の指定	328校	平成25年度	439校
	「心の輪を広げる 体験作文」応募作 品	51作品	平成25年度	278作品
	「障害者の日のボ スター」応募作品	5 作品	平成25年度	278作品
	小中高等学校と特 別支援学校との交 流	178校	平成25年度	300回
学校における障 害児の受け入れ体 制の整備強化	県立高校バリアフ リー化	14校	平成25年度	24校
	すべての学校へ特 別支援教育コーデ ィネーターの配置	437校	平成25年度	432校

広域特別支援連携 協議会の設置	6 か所	平成25年度	6 か所
--------------------	------	--------	------

目標 6 障害者の情報格差を解消し、住民とのコミュニケーションを促す情報のバリアフリー化を推進します。

項 目	内 容	平成19年度末	目標年度	目 標 値
障害者情報提供施設の整備	法人立聴覚障害者情報提供施設	0 か所	平成25年度	1 か所
コミュニケーションを支援する人材の養成・研修及び派遣体制の強化	手話通訳者養成研修受講者	212人	平成25年度	392人
	要約筆記奉仕員養成研修受講者	180人	平成25年度	360人
	手話・要約筆記奉仕員等の派遣市町村	24市町村	平成23年度	28市町村
	点訳奉仕員養成研修受講者	254人	平成25年度	474人
	朗読奉仕員養成研修受講者	190人	平成25年度	332人
	聴覚障害者通信サービスの利用	2,500件	平成25年度	2,964件

目標7　日中活動系サービス事業所を拠点として地域生活や就労の促進を図ります。

項目	内 容	平成19年度末	目標年度	目標 値
日中活動系サービス事業所の整備充実	生活介護事業所	28か所	平成23年度	83か所
	療養介護事業所	1 か所	平成23年度	6 か所
	児童デイサービス事業所	46か所	平成23年度	61か所
	短期入所事業所	54か所	平成23年度	64か所
	自立訓練（機能訓練）事業所	5 か所	平成23年度	20か所
	自立訓練（生活訓練）事業所	16か所	平成23年度	58か所
	就労移行支援事業所	16か所	平成23年度	58か所
	就労継続支援A型事業所	3 か所	平成23年度	13か所
	就労継続支援B型事業所	25か所	平成23年度	82か所

目標8 障害者団体の支援及び福祉施策への当事者参加を実施します。

項目	内 容	平成19年度末	目標年度	目 標 値
各障害者団体の支援及びネットワーク強化	沖縄県身体障害者福祉大会参加者	600人	平成25年度	1,000人
	知的障害者教育・福祉・就労大会参加者	211人	平成25年度	300人
	精神保健福祉普及大会参加者	500人	平成25年度	600人
	障害者社会参加推進協議会開催	19回	平成25年度	31回
障害者の福祉施策への意向反映	障害者施策推進協議会の開催	1回	平成25年度	毎年度 1回以上
	障害者計画の進行管理を県ホームページで公表	0回	平成25年度	毎年1回

IV 圏域別の施策展開

今後の障害者福祉は、障害者に最も身近な立場にある市町村が、当事者のニーズを的確に把握して取り組んで行くことが重要となります。市町村においては、障害者数、財政規模、施設整備状況等から市町村だけでは十分な保健福祉サービスの提供に無理があり、複数市町村を含む広域的な対応を図るため、「障害保健福祉圏域」を設けています。本県では北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5つの圏域を設定しています。

各圏域では、圏域間の機能分担と相互の連携強化により福祉サービスの充実を図る必要がありますが、島しょからなる本県では、特に、宮古や八重山の離島圏域において本島との機能分担が図りにくく、それぞれの圏域において総合的な福祉サービスの提供が求められます。

また、離島地域では船や飛行機による移動が必須となること、さらに昔ながらの強固な地域コミュニティや固有の生活慣習が存在し、このような背景から障害者が求める福祉サービスも地域によって異なっています。

このようなことから、各圏域における地域の実情や課題に対応するため、地域自立支援協議会や圏域自立支援連絡会議における協議を通じ、各地域における独自の資源開発・改善を図るほか、複数市町村の福祉ニーズに対応する事業所に対し当該地域への進出を働きかけるなどし、市町村の取組みについて支援し、きめ細かな施策の展開を図ります。

1 北部圏域

北部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、着実に整備され、北部圏域におけるサービス利用者のニーズを満たすことができると見込まれるもの、圏域内の各地域における障害者のニーズに係る変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

2 中部圏域

中部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労支援、短期入所、共同生活援助及び共同生活介護、施設入所支援等のニーズが増えることが予想

されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

3 南部圏域

南部圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、児童デイサービス、短期入所、共同生活援助及び共同生活介護、施設入所支援等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

4 宮古圏域

宮古圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び共同生活介護等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていくよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。

5 八重山圏域

八重山圏域の障害福祉サービスを提供する事業所については、就労移行支援、共同生活援助及び共同生活介護等のニーズが増えることが予想されることから、これらニーズに応じたサービスを提供できる体制の計画的な整備を促進するほか、これらの障害福祉サービスに対するニーズの変化を的確に把握し、障害者が生まれ育った地域で暮らしていくよう、必要となる障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備を市町村と連携して推進します。